

令和6年6月1日

重要事項説明書

(通所介護サービス)

あなたに対する通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第105条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

法人名称	社会福祉法人 石川福社会
代表者名	理事長 伊東 富美子
事業所名称	通所介護事業所 桜が丘保養園
事業所所長	所長 伊東 富美子
事務所の所在地	東広島市西条町寺家5976
電話番号	082-423-2595

法人に対し介護保険法令に基づき広島県知事から指定を受けている 施設及び居宅介護サービスの種類
特別養護老人ホーム 桜が丘保養園 通所介護事業所 桜が丘保養園 訪問介護事業所 桜が丘保養園 短期入所生活介護事業所 桜が丘保養園

上記のサービスの他に介護保険法令に関係しない施設 ケアハウス 桜が丘保養園
--

2 利用事業所

利用事業所の名称	通所介護事業所 桜が丘保養園
指定番号	広島県3472500523号
所在地	東広島市西条町寺家5976
電話番号	082-423-2595
通常の事業の実施地域	東広島市西条町、八本松町、高屋町、志和町
利用定員	30人

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が通所介護サービスを適切に利用できるように、利用者の心身の状況、置かれている環境や利用者及びその家族の希望等を考えて通所介護計画を作成し、かつ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を提供します。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用対象となる方は、公的介護保険法という要介護認定により要支援・要介護度1以上と認定された者をいう。 2. 自らの提供するサービスについては、常にその質の評価を行い、改善していく。さらに、最新の介護技術の習得に努めます。 3. サービス利用者の希望・目的・心身の状態に応じ、サービス計画を作成し、これを実践します。 4. サービス利用者及びその家族にサービス内容等について説明する義務を要し、文書により承諾を得ます。 5. 常にサービス利用者の人格を尊重し、必要な場合には社会資源の情報提供・活用に心掛けます。 6. 利用者の個人情報及びサービス利用状況などに関するプライバシーの保護については、許可なく他に漏らすことはありません。 7. サービスの提供にあたって介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE）」に情報を提出及び活用します。

4 利用事業所の職員体制

利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
事業所長（管理者）	1人	常勤1名
生活相談員	2人	常勤2名（うち1名介護職員兼務）
介護職員	10人	常勤4名、非常勤6名、（うち生活相談員1名兼務）
看護職員	3人	常勤2名（機能訓練士非常勤兼務1名）
機能訓練士	2人	常勤1名（非常勤兼務看護職員1名）
歯科衛生士	1人	非常勤職員1名
管理栄養士	1人	非常勤職員1名

5 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日も営業）
営業時間	9：30～16：35（月曜日～金曜日） 9：30～15：35（土曜日）
休業日	日曜日、12月30日～1月3日

6 サービスの概要

通所介護サービスの種類	内容・標準的な手順	時間	単位当たりの利用料	時間	単位あたりの利用料
通所介護 15 1 通所介護 15 2 通所介護 15 3 通所介護 15 4 通所介護 15 5	同上（要介護 1） 同上（要介護 2） 同上（要介護 3） 同上（要介護 4） 同上（要介護 5）	6～7 時間	584 単位 689 単位 796 単位 901 単位 1008 単位	7～8 時間	658 単位 777 単位 900 単位 1023 単位 1148 単位

入浴介助加算	一般浴槽での入浴介助 職員 1 人以上が必要、または 特殊浴槽を必要とする入浴介 助（椅子浴）	○	1 回	55 単位 40 単位 (どちらか)
中重度者ケア体制加算			1 日	45 単位
個別機能訓練加算	I) イ	○	1 日	56 単位
	I) ロ	○	1 日	85 単位
個別機能訓練加算 (II)		○	1 月	20 単位
口腔機能向上加算	口腔機能向上加算 (I)	○	1 回×2	150 単位
	口腔機能向上加算 (II)	○	1 回×2	160 単位
	どちらかを算定する	1 か月に 2 回のみ算定		
通所介護サービス科 学的介護推進加算			1 月	40 単位
認知症加算	認知症ケアに関する個別事例の検 討、技術的指導に係る会議を開催し事 業所全体で認知症利用者への対応を 行う		1 日	60 単位
栄養改善加算	低栄養状態又は低栄養状態のおそれ のある利用者に対して、栄養状態の 改善を目的に栄養相談等の栄養管理 を行う	3 月以内の期間に限 り月 2 回まで	1 回	150 単位

栄養アセスメント加算	管理栄養士と介護職員等の連携による栄養アセスメントの取組みを評価		1 月	50 単位
サービス提供体制強化加算			1 回	22 単位
介護職員等処遇改善加算	介護職員の確保、人材育成・技術向上を図り、賃金へ反映させた事業所への加算	所定単位×9.2%		

介護報酬に係る利用者負担金

* 地域区分変更（適用地域 7 級地）1 単位＝10.14 円で換算

食費	食事に係る材料費及び調理コスト		1 回	700 円
おむつ代	通所介護利用中に使用するおむつ代			
	リハビリパンツM		1 個	66 円
	リハビリパンツL		1 個	73 円
	尿とりパット		1 個	20 円
	さわやかパット		1 個	47 円

7 交通費実費

交通費はいりません。

8 キャンセル料

キャンセル料	1) サービス利用前日 17 時 15 分以降、また当日朝のキャンセルについては、食費 700 円を徴収させていただきます。 2) 来所後 2 時間以内の体調不良等によるキャンセルについては、1,200 円を徴収させていただきます。
--------	---

9 短縮利用について

当事業所利用日と同一日に他事業所のサービスを受ける必要のある方のみ、短縮利用が可能です。

10 介護保険適用外の分

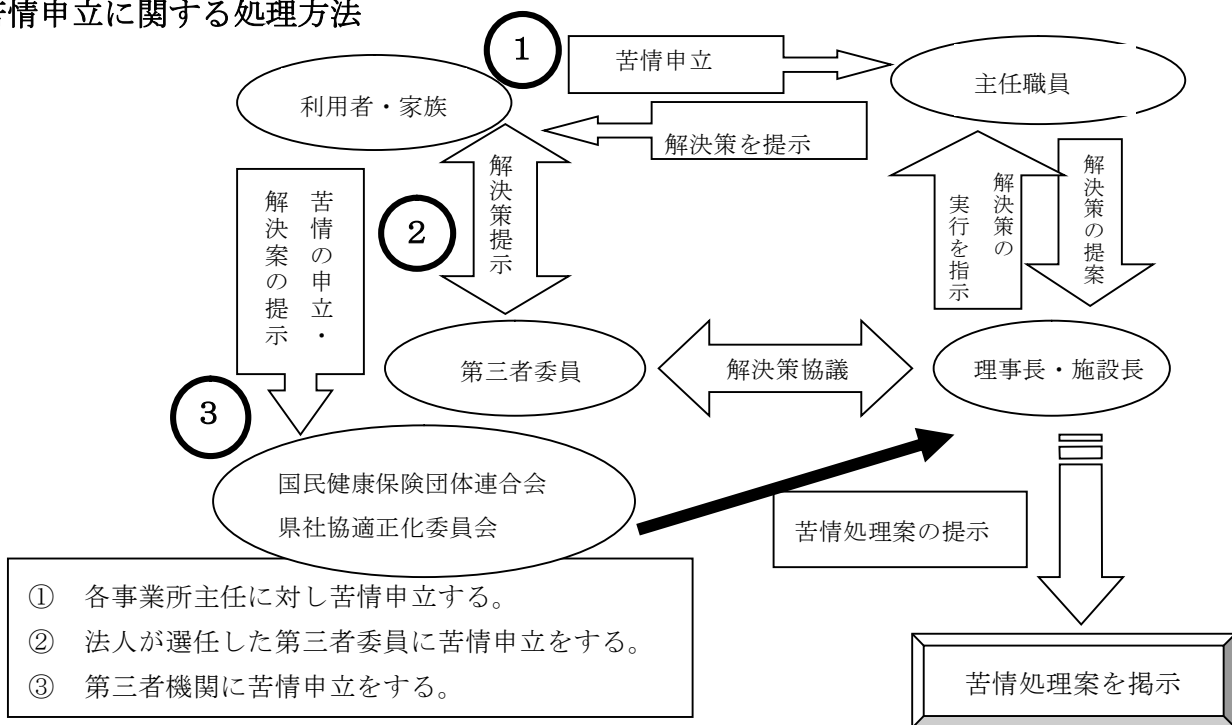
内 容	金 額	回/月	1 ヶ月あたりの利用料
食 費	700 円	利用回数	利用回数×700 円
トロミ剤	50 円	1 日	必要な方への対応
栄養補助食品	150 円	本	必要な方への対応
洗濯サービス	500 円	回	必要な方への対応
1 ヶ月あたりの合計額			円

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用はお客様の負担となります。

11 苦情申立窓口

苦情解決責任者	伊東 富美子（桜が丘保養園 施設長） 伊東 寛和 （桜が丘認定こども園 園長）
利用者相談窓口	利用時間 : 営業日 午前8時15分～午後5時15分 利用方法 : 電話 082-423-2595 相談受付担当者 : 角本伸志 永田由己 山中晋一郎 面接場所 相談室
東広島地域包括ケア推進課	利用時間 : 平日 午前8時30分～午後5時30分 利用方法 : 電話 082-420-0984 面接 場所 東広島市役所地域包括ケア推進課 所在地 : 東広島市西条栄町8-29
広島県国民健康保険団体連合会	利用時間 : 平日 午前8時30分～午後5時15分 利用方法 : 電話 082-554-0783 所在地 : 広島市中区東白島町19番49号
広島県社協福祉協議会	利用時間 : 平日 午前8時30分～午後5時 利用方法 : 電話 082-254-3419 所在地 : 広島市南区比治山本町12-2
第三者委員 受付時間 午前8時30分～午後5時 (月曜日～金曜日)	武田 直也 東広島市西条町末広町 5-17-6 電話番号 082-423-1015 石丸 泰三 東広島市西条町助実 999 電話番号 082-423-4164
備考	当事業所では、中立的な立場の第三者委員会と監査を設置しております

苦情申立に関する処理方法



13 事故発生時の対応

(1) 利用者及び家族への対応

①最善の処置

介護事故が発生した場合、まず当施設において利用者に対して可能な限りの緊急処置を行います。主治医へ連絡し、対応を尋ねます。

②責任者への報告

すみやかに所属長へ報告し、施設で対応できない場合には、主治医の指示を得ます。

③利用者及び家族への説明等

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに利用者や家族等に誠意を持って説明し、家族の申し出についても誠実に対応します。

④利用者及び家族への損害賠償

介護事故により施設が賠償責任を負った場合は、「賠償責任事故に関わる重要事項説明書」をもとに対応します。

⑤事故記録と報告

利用者への処置が一通り完了した後、できるだけ早く介護事故報告書を作成します。事故の概要、利用者の状況、現在の治療、今後の見通し及び利用者等への説明した内容などを診療録に必ず記載しておきます。

(2) 行政機関への報告

利用者が入院・骨折など事故が発生した場合、速やかに東広島市へ報告を行います。

14 秘密の保持

(1) 通所介護事業所の従業員又は従業者であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

(2) 利用者及びその家族の個人情報を、サービス担当者会議等において用いる場合は、あらかじめ利用者及びその家族から文書により同意を得ます。

15 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

(1)

事業所は、職場におけるセクシュアハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という）の防止のための雇用管理上の措置を講じています。

具体的内容及び事業主が講じる事が望ましい取り組みについては次の通りです。

ア 事業主講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、事業主が留意しなければならない内容は以下の通りです。

(ア)

事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発として、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する事。

(イ)

相談（苦情を含む。いかに同じ）に応じ、適当に対応するために必要な体制の整備として、相談に対応する担当者をあらかじめ定める事等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する事

イ 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための取り組み例として①相談に応じ、適切に対応する為に必要な体制の整備、②被害者への配慮の取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して一人で対応させない等）及び③被害防止の為の取り組み（マニュアル作成や研修の実施等、業種、業態等の状況に応じた取り組み）があります。

16 成年後見人制度の活用

1 成年後見人制度の活用する事項

通所介護事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行う為、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見人制度を活用できるように支援を行うものとします。

17 感染症の予防及びまん延防止に関する事項

当事業者は、感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という）を開催し、講ずるべき措置について検討します。具体的には、次のアからウまでの取り扱いとします。

ア：感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成します。特に、外部の者も含め感染症対策の知識を有する者を委員として積極的に活用できるよう善処します。

構成メンバーの責任及び役割分担を明確にすると共に、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という）を決め、感染症対策委員会は利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的で開催すると共に、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ、随時開催します。

イ：当該事業所における「感染症及びまん延防止の為の指針」には、平常時対策及び発生時の対応を規定します。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の設備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準な予防策）等、発生時の対応としては発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されています。

ウ：介護職員その他の従業者に対する「感染症及びまん延防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発すると共に、当該事業所における

指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行います。

職員教育を組織的に浸透させていくために、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催すると共に、新規採用時には感染対策研修を実施します。また、研修の内容についても記録します。

平時より、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練、（シミュレーション）を定期的に（年2回以上）に行います。

訓練において感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を含めた指針は、研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施します。

18 虐待の防止

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対策等については、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という）に規定されており、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じます。

- ・虐待の未然防止と通所介護事業所は高齢者の尊厳保持
- ・人格尊重に対する配慮を常にこころがけながらサービス提供にあたり必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促します
- ・従業者が高齢者虐待防止法等に規定する通所介護の従業者としての責務及び適切な対応等を正しく理解できるよう促します。
- ・虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に関する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）を講じます。
- ・利用者及び家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届け出については、適切な対応を行います。
- ・虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報します。その場合は、当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行い虐待等に対する調査等に協力します。

- ① 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止する対策を検討するために、虐待の防止の為の対策を検討する委員会「虐待防止の為の対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という）に於いて管理者を含む幅広い職種で開催し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすると共に、定期的で開催します。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用する事も必要に応じて検討します。

虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものである事が想定される為、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らない為、個別の状況に応じて慎重に対応します。

基本的には、虐待防止検討委員会は、運営委員会など委員会と独立して設置・運営しますが、関係する職種、取り扱う時候が交互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体化に設置・運営します。

また、虐待防止委員会はテレビ電話設置等を活用して行う事もできます。その場合

は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討します。

その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止対策）は、従業者に周知徹底を図ります。

イ：虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事

ロ：虐待防止のための指針の整備に関する事

ハ：虐待の防止のための職員研修に内容に関する事

ニ：虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事

ホ：従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事

ヘ：虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事

ト：前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

② 「虐待防止の為の指針」には、次のような事項が盛り込まれています。

イ：施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

ロ：虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ハ：虐待防止の為の職員研修に関する基本方針

ニ：虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ：虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ：成年後見制度の利用支援に関する事項

ト：虐待等に係る苦情解決方法に関する基本方針

チ：利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ：その他虐待の防止の推進に必要な事項

③ 虐待防止のための従業者に対する研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定通所介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行います。職員教育を組織的に徹底させていくために、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

④ 虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を配置します。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が努めることができるよう善処します。

虐待に対し、完全に拒絶し、社会から根絶する事と誓います。さらに、如何なる人々が虐待されていてもこれを見過ごさず適切な措置を講じます。

19 身体拘束の禁止

福祉サービスの提供にあたっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急

やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないとする。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、本人またはその家族の同意後、家族への身体的拘束等説明書をもって確認を行う。態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を記録しなければならない。緊急時にも、必ず前述の記録を必要とする。

20 非常災害対策について

- 災害時の対応 防災計画に準じます
- 防災設備 消火栓・消火器・防火扉・非常用自動通報装置を備えています。
- 防災訓練 毎月行っています。年2回、防災食訓練も行っています。
- 防火責任者 課長 角本 伸志

避難・救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努め、日ごろから地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られるよう努めます。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとします。

● 業務継続計画の策定

(1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

- ・事業所は、感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・事業所は、感染対策の指針を整備します。
- ・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ・事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じてテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(2) 非常災害対策

事業所に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する取組みを行います。

- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業員および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

当事業所は、通所介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者による署名及び事業者による記名捺印の上、各1通を保管するものとします。

<事業者> 事業所 社会福祉法人 石川福祉会
通所介護事業所 桜が丘保養園
住所 東広島市西条町寺家 5976

説明者 _____

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援のサービスの提供開始に同意しました。

同意日及び交付日 令和 年 月 日

<利用者> 住所
氏名 _____

<代理人>
(法定・任意)
氏名 _____
(利用者との続柄)

<署名代行人>住所
氏名 _____
(利用者との続柄)

<家族> 住所
氏名 _____
(利用者との続柄)

<立会人>住所
氏名 _____
(利用者との続柄)